平成２１年（フ）第５３８号
大阪府和泉市のぞみ野３丁目829番地の45
破産者　山口千鶴子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７６８号
神戸市垂水区東垂水２丁目17番８号、従前の住所和歌山県田辺市古尾12番９号
破産者　辰巳　再建
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２８号
神戸市中央区二宮町２丁目10番19号　井村マンション２Ｆ北
破産者　永井　正弥
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６１号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目613番地
破産者　堀本　　勲
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２８１号
兵庫県川西市緑台７丁目８番地の８　907
破産者　藤浦　孝明
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第２８２号
神戸市北区鹿の子台北町６丁目９番２号　戸田方、前住所兵庫県川西市緑台７丁目８番地の８
破産者　藤浦　千恵
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２８号
兵庫県川西市萩原１丁目４番７号Ａ―202、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地　Ｂ―407
破産者　籾井　陽純
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市小中島１丁目20番５―201号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目62番地の２
破産者　小豆いつみ
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番31号グリュックミリオンベル202号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目１番１―104号
破産者　長谷川茂幸
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番31号グリュックミリオンベル202号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目１番１―104号
破産者　長谷川満智子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８０号
兵庫県尼崎市食満７丁目13―１サンベリオ205号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市瓦宮１丁目13番29号
破産者　松田　和久
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８１号
兵庫県尼崎市食満７丁目13―１サンベリオ205号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市御園２丁目15番６―303号
破産者　松田　陽子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２６号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目10番16号、前住所兵庫県尼崎市昭和通１丁目９番21号
破産者　山田　明子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番20―1405号
破産者　吉田安都子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２７号
長崎県佐世保市大塔町699―６　サンフィリアス403号
破産者　弘中　竜一
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８４号
北海道夕張郡栗山町字南学田49番地３
破産者　寺嶋　孝敏
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第４０号
山形県最上郡最上町大字向町585番地
破産者　大谷　　茂
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２５６号
埼玉県三郷市彦成４丁目６番８―301号
破産者　村田　三弥
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係